



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月21日金曜日 第427号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 734
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (男女参画・子育て支援課) ... 737

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 738
林業用種苗生産事業者の登録..... (森林整備課) ... 738
林業用種苗生産事業者の登録の抹消..... (") ... 739
保安林予定森林にする旨の通知 (2 件) (") ... 739
解除予定保安林にする旨の通知..... (") ... 739
公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 739
落札者等の告示..... (会計課) ... 740
介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 740
土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 740
建設業者の許可の取消し (2 件) (中予地方局管理課、南予地方局管理課) ... 740

教育委員会公告

令和6年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について..... (高校教育課) ... 740

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり<u>340円以内とする。</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住す</p>	<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費で知事が定めるもの）とし、1人1日当たり<u>330円以内とする。</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住す</p>

る住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ)~(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

る住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型応急住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

(ウ)~(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>
冬季	10月から翌年3月まで	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬季	10月から翌年3月まで	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		円	円	円	円	円	円
夏季	4月から9月まで	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬季	10月から翌年3月まで	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

エ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完成する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、現物をもつて行う。

エ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 655,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

ウ 住宅の応急修理は、現物をもつて行う。

エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月）以内に完成する。

規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月)以内に完成する。

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(7) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,800円

中学校生徒 1人当たり 5,100円

高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア~ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(7) 省略

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均138,700円以内とする。

ウ 省略

12 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(7) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。

エ 省略

10 死体の捜索及び処理

(1) 省略

(2) 死体の処理

ア~ウ 省略

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

(7) 省略

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 省略

オ 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均138,300円以内とする。

ウ 省略

12 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第35号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 省令第28条第1号の知事が定める数は、幼稚園型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)第1の1に規定する幼稚園型認定こども園(同告示第1の1の1又は2の口に該当するものに限る。)をいう。)及び地方裁量型認定こども園(同告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。)にあっては、10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 省令第28条第1号の知事が定める数は、幼稚園型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)第1の1に規定する幼稚園型認定こども園(同告示第1の1の1又は2の口に該当するものに限る。)をいう。)及び地方裁量型認定こども園(同告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。)にあっては、10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第806号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか11者	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか11者	令和4年 10月1日 ほか	令和5年 7月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第807号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
405	藤田 隆 司	西条市飯岡982番地 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	有限会社旭林造園土木	西条市飯岡310番地 2

○愛媛県告示第808号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
385	藤田 徹	西条市飯岡310番地の2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	旭農園	西条市飯岡310番地の2

○愛媛県告示第809号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町上灘字大峯己37の3、字イシスミ庚237の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 中山町中山10号67・10号69の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第811号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市穴井5番耕地269の3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第810号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町中山10号67、10号68の2、10号68の3、10号69の1、10号73の2、西301
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

○愛媛県告示第812号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年1月24日から
6月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県今治市朝倉下

○愛媛県告示第813号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
普通旋盤 10式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年5月17日	株式会社世良 愛媛県松山市辻町14番7号	75,042,000円	一般競争入札	令和5年4月7日

○愛媛県告示第814号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和5年7月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市来住町1171番地1	生活援助従事者研修課程	令和5年7月10日

○愛媛県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市西石井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和5年7月13日認可した。

令和5年7月21日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

○愛媛県告示第816号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第9259号	令和3年10月22日	(有)門屋設備	西村 武志	松山市居相6-2-4	令和5年6月13日	土木事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第12842号	令和4年9月20日	(有)山田建設	岡田 徹	松山市来住町653-3	令和5年6月19日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-2)第3226号	令和2年5月28日	(有)南海電工	松浦 竹一	松山市和泉南5-11-5	令和5年6月30日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第817号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年7月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第015635号	令和元年9月27日	奥電(有)	恩地 裕子	八幡浜市産業通16-37	令和5年6月7日	管工事業	建設業の廃止(一部)

教育委員会公告

○公告

令和6年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和6年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

令和5年7月21日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 適性検査等の期日

令和6年1月7日(日)

2 入学予定者の発表の日

令和6年1月15日(月)